

令和5年度一般会計歳出第7款第7項第5目葬務費 12節(1) 委託料

受付 番号	種目番号 302	連絡先	委託担当 環境施設課施設係	担当者名 石原	電話 671-2450
----------	-------------	-----	------------------	------------	----------------

設 計 書

1 委託名 市営4墓地管理事務所機械警備業務委託

2 履行場所 横浜市久保山墓地管理事務所ほか

3 履行期間 期限 令和5年6月1日から令和10年3月31日まで
 期間 (地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約

6 現場説明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)7 委託概要 本委託は、市営4墓地墓地管理事務所の機械警備を行う
ものである。

8 各年度における支払予定額内訳

年 度	支払予定額（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）
令和 5 年度	1,351,680円 (122,880円)
令和 6 年度	1,622,016円 (147,456円)
令和 7 年度	1,622,016円 (147,456円)
令和 8 年度	1,622,016円 (147,456円)
令和 9 年度	1,622,016円 (147,456円)

※ 契約期間内に「うるう年」が含まれる場合も、通常年（365日の年）と同様とします。

9 部分払（初年度）

- する（10回以内）
 しない

部分払の基準

業務内容	履行予定期	数量	単位	単価	金額
機械警備業務	毎月	10	月	122,880	

10 部分払（2年目以降）

- する（12回以内）
 しない

部分払の基準

業務内容	履行予定期	数量	単位	単価	金額
機械警備業務	毎月	12	月	122,880	

*単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

*概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

委託代金額

¥1,351,680

内訳 業務価格

¥1,228,800

消費税及び地方消費税相当額

¥122,880

内訳書(初年度)

名 称	数量	単位	単価(円)	金額(円)	適 要
1 機械代					
非常通報装置	4	台	102,000	408,000	4墓地それぞれ 1台ずつ
非接触リモコン(通信)	4	式	55,000	220,000	4墓地それぞれ 1台ずつ
人感(熱線)センサー	9	台	33,000	297,000	久保山墓地 4台 三ツ沢墓地 1台 日野公園墓地 3台 根岸外国人墓地 1台
マグネットスイッチ	21	組	5,000	105,000	久保山墓地 12組 三ツ沢墓地 6組 日野公園墓地 1組 根岸外国人墓地 2組
2 機械警備機器設置費					
機械警備機器設置費	1	式	22,500	22,500	
機器調整費	1	式	4,600	4,600	
配管・配線作業費	1	式	22,500	22,500	
配管・配線・補足材料費	1	式	9,200	9,200	
現場管理費	1	式	25,500	25,500	
3 管理費					
監視業務費	1	式	55,500	55,500	
業務管理費	1	式	59,000	59,000	
合計				1,228,800	

*概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

内訳書（2年目以降）

名 称	数量	単位	単価(円)	金額(円)	適 要
1 機械代					
非常通報装置	4	台	122,400	489,600	4墓地それぞれ 1台ずつ
非接触リモコン(通信)	4	式	66,000	264,000	4墓地それぞれ 1台ずつ
人感(熱線)センサー	9	台	39,600	356,400	久保山墓地 4台 三ツ沢墓地 1台 日野公園墓地 3台 根岸外国人墓地 1台
マグネットスイッチ	21	組	6,000	126,000	久保山墓地 12組 三ツ沢墓地 6組 日野公園墓地 1組 根岸外国人墓地 2組
2 機械警備機器設置費					
機械警備機器設置費	1	式	27,000	27,000	
機器調整費	1	式	5,520	5,520	
配管・配線作業費	1	式	27,000	27,000	
配管・配線・補足材料費	1	式	11,040	11,040	
現場管理費	1	式	30,600	30,600	
3 管理費					
監視業務費	1	式	66,600	66,600	
業務管理費	1	式	70,800	70,800	
合計				1,474,560	

*概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

委 託 仕 様 書

1 総則

本仕様書は横浜市と受託者が契約を締結する「市営4墓地管理事務所機械警備業務委託」に適用する。

2 件名

市営4墓地管理事務所機械警備業務委託

3 履行期間

令和5年6月1日から令和10年3月31日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

4 履行場所

(1) 横浜市久保山墓地管理事務所

ア 所在地：〒220-0063 横浜市西区元久保町3-24
イ 連絡先：TEL/FAX 045-242-3201
ウ 事務所開所時間：8時45分から17時15分まで
(休館日 月・祝・年末年始)

(2) 横浜市三ツ沢墓地管理事務所

ア 所在地：〒221-0856 横浜市神奈川区三ツ沢上町20-6
イ 連絡先：TEL/FAX 045-321-5430
ウ 事務所開所時間：8時45分から17時15分まで
(休館日 月・祝・年末年始)

(3) 横浜市日野公園墓地管理事務所

ア 所在地：〒234-0053 横浜市港南区日野中央1-13-1
イ 連絡先：TEL/FAX 045-842-0771
ウ 事務所開所時間：8時45分から17時15分まで
(休館日 月・祝・年末年始)

(4) 横浜市根岸外国人墓地管理事務所

ア 所在地：〒231-0839 横浜市中区仲尾台7-1
イ 連絡先：045-622-6008
ウ 事務所開所時間：平日9時から16時まで
(休館日 土日祝日・年末年始)

5 委託業務内容

(1) 機器の設置

警備業務受託者(以下、「受託者」という。)は、警備実施時間中、警備機器により感知される警備対象施設の火災、盗難及び不良行為等の異常(以下「異常」という。)の有無について、電話回線等を通じて受託者が確認し得るよう、下記の台数の必要な機器を装置するものとする。

なお、根岸外国人墓地の電話回線はアナログ回線である。

■ 本委託に係る警備機器の設置台数

警備対象施設	非常通報装置	非接触 リモコン(通信)	人感(熱線) センサー	マグネット スイッチ
久保山墓地 管理事務所	1台	1台	4台	12組
三ツ沢墓地 管理事務所	1台	1台	1台	6組
日野公園墓地 管理事務所	1台	1台	3台	1組
根岸外国人墓地 管理事務所	1台	1台	1台	2組

警備対象施設毎の詳細な設置場所は、原則として別紙のとおりとするが、詳細な設置場所については受託者が警備対象施設の現場状況等を確認を行い、横浜市と受託者が協議の上、決定するものとする。

なお、現状は以下のとおりである(他に現状では一部窓に破壊センサーが設置されているが、本委託には窓の破壊センサーは含めないものとする)。

■ <参考>現状の警備機器の設置台数

警備対象施設	非常通報装置	非接触 リモコン(通信)	人感(熱線) センサー	マグネット スイッチ
久保山墓地 管理事務所	1台	1台	4台	12組
三ツ沢墓地 管理事務所	1台	1台	1台	6組
日野公園墓地 管理事務所	1台	1台	3台	1組
根岸外国人墓地 管理事務所	1台	1台	1台	2組

(2) 機械警備機器の仕様

受託者が設置する機械警備機器は、以下の仕様を満たすものでなければなければならない。

ア 非常通報装置

イの非接触リモコン(通信)に対応していること。

イ 非接触リモコン(通信)

(ア) 非接触カード(または非接触タグ)操作により警戒/解除を行い、表示LEDと音声ガイダンスで簡単・確実に操作が行えること。なお、非接触カード(または非接触タグ)は、原則としてそれぞれの非接触カード(または非接触タグ)ごとに貸与者の氏名が判明(入力や変更等が対応)できるものであること。

(イ) 屋外に設置出来る防滴構造であること。

(ウ) 国際規格IP55に適合していること。

(エ) アの非常通報装置に対応していること。

(オ) 本仕様書に記載の受託者が横浜市に貸与する非接触カード(または非接触タグ)の枚数に対応できるものであること。

(カ) どの非接触カード(または非接触タグ)により、いつ当該警備対象施設の機械警備機器の作動が開始され、作動が解除されたのかが分かるもの(非接触カード(または非接触タグ)毎の作動開始・解除の日時・時刻が判明出来るもの)。

ウ 人感(熱線)センサー

・検知エリア(取付高さ4mの場合)10m以上・80度以上

・検知方法 パッシブインフラレッド方式

・検知感度:1.5°C程度(背景との温度差)

エ マグネットスイッチ

磁気近接型スイッチ(同等品可)

(3) 異常事態発生時の対応

受託者は、警備対象施設において異常事態が発生したことを認知したときは、直ちに緊急要員を当該警備対象施設に急行させ、異常事態の確認を行い、必要かつ適切な措置をとるものとする。

この場合、受託者は横浜市が別途指定する者へ異常事態の発生を連絡するとともに、すみやかに異常事態及びその対応状況等に係る報告書を現場写真を添えて横浜市に提出しなければならない。

なお、受託者は、異常発生時に警備対象施設に急行する場合には、急行する受託者の警備担当員に制服を着用させるとともに、受託者が発行する身分証明書を携帯させ、受託者の警備担当員であることが明らかになるようにしなければならない。

(4) 警報機器の保守点検

受託者は、受託者の設置する警備機器について、受託者の責において保守点検を定期的に行い、警備機器の正常な機能を点検し、正常作動を確認しなければならない。

また、警備機器の故障により機械警備作動に異常を生じたときは、受託者の責において直ちに警備機器の修繕または交換を行うとともに、警備機器の正常な機能回復までの必要な警備上の安全処置を講じなければならない。

なお、警備機器の保守点検、修繕、交換、必要な警備上の安全処置の費用は受託者が負担するものとする。

(5) 警報機器の保守点検の鍵の貸与

警備対象施設の出入口等の鍵は、委託期間中に限り横浜市が受託者に貸与するものとする。受託者は自らの責任において警備対象施設の出入口等の鍵の保管を厳重に行い、委託期間終了後は速やかに横浜市に返却しなければならない。

また、万が一紛失や破損等をした場合には、受託者の過失に問わず、直ちに横浜市に報告及び顛末書を提出するとともに、受託者の責において、出入口等の鍵の交換等必要な措置を講じなければならない。

(6) 非接触カード(または非接触タグ)の貸与

受託者は横浜市に対し、それぞれの警備対象施設毎に、警報機器作動操作のために必要な非接触カード(または非接触タグ)を貸与しなければならない。横浜市に貸与する非接触カード(または非接触タグ)の枚数は以下のとおりとする。

警備対象施設	受託者が横浜市に貸与する非接触カード(または非接触タグ)の枚数
久保山墓地管理事務所	6枚
三ツ沢墓地管理事務所	5枚
日野公園墓地管理事務所	7枚
根岸外国人墓地管理事務所	3枚

(7) 警備基準時間

委託期間における警備の基準時間は、原則として次のとおりとする。

ア 久保山墓地・三ツ沢墓地・日野公園墓地

墓地管理事務所開館日：午後5時15分から翌日午前8時45分

墓地管理事務所閉館日：午前8時45分から翌日午前8時45分

イ 根岸外国人墓地

墓地管理事務所開館日：午後4時00分から翌日午前9時00分

墓地管理事務所閉館日：午前9時00分から翌日午前9時00分

ただし、横浜市は、受託者と協議のうえ別に定める指示確認書（以下「指示確認書」という。）により、警備開始時刻を繰り下げ、または警備終了時刻を繰り上げができるものとする。

(8) 警備実施時間

警備実施時間は、前項の基準時間において横浜市または受託者による機械警備機器の作動開始から作動解除までの間とする。

(9) 支給品等

本委託の実施に伴い、受託者が設置する機械警備に係る電力等については、横浜市より無償で支給するものとする。

(10) 事故への対応

受託者は、本委託業務の施行にあたり交通事故や労務災害等の防止に努めるとともに、事故等が発生した場合等は、即刻作業等を停止して適切な処置等をとるとともに、事故後直ちに事故の第一報を横浜市、所轄の官公署や関係者等に報告提出しなければならない。

6 機械警備機器設置に係る作業条件

(1) 作業日時

受託者が機械警備設置作業を行う際には、原則としてそれぞれの警備委託施設の開館日・事務所開所時間内に行わなければならない。

詳細な日程については、横浜市と事前調整して決定するものとする。

(2) 墓参者及び周辺住宅等への配慮

受託者は、機械警備設置作業の履行場所が墓地という特殊性及び周辺が住宅密集地を十分認識し、墓参者及び周辺住宅に対し最大限の配慮を行うとともに、施行場所近辺で墓参者がいる場合には、極力騒音を伴う作業を行わないよう努めなければならない。

(3) 支給品等

機械警備設置作業に伴い、受託者が直接使用する電力、用水については、横浜市より無償で支給するが、使用場所、使用方法について事前に横浜市の担当職員と協議しなければならない。

また、本委託の実施に伴う必要な物品は、受託者の負担とする。

(4) 検査関係

受託者は、機械警備設置作業後、当該機械警備が正常に動作することを受託者の責において確認しなければならない。

(5) 養生関係

受託者は、機械警備設置作業に際し、施設や備品等を損傷しないよう必要な処理を行わなければならない。

(6) 安全衛生管理

受託者は、本委託の施行に伴い、安全衛生管理につとめ、次に掲げる事項を周知徹底しなければならない。

- ア 名札又は腕章で会社名を明確にし、業務に適した服装、装備であること。
- ウ 定められた履行場所以外に立ち入らないこと。
- エ 機器、用具、ロープ等は、使用前に安全点検を実施すること。
- オ 業務対象電気機器等の電源を遮断する場合には、横浜市の担当職員と確認し操作部の施錠等を行い、「作業中」である旨の表示をすること。

(7) 施設等の損害復旧

受託者が本委託の遂行中において、受託者の責めに帰すべき事由により第三者、横浜市施設、周辺の建物及びその他の設備、車両等に損害を与えた場合、受託者は、横浜市の指示に基づき、修繕や損害賠償等必要な措置を講じるとともに、その費用を負担しなければならない。

7 提出書類等

(1) 委託業務着手前

受託者は、遅延なく次の書類を横浜市の担当職員に提出しならない(いずれも様式は任意)。ただし、横浜市の担当職員が提出を省略することを認めた書類については、提出の必要は無い。

提出書類	提出時期	部数
委託業務着手届書	履行開始 7 日前まで	各 1 部
委託代金内訳書		
現場責任者選定通知書		

(2) 委託業務履行月終了後

受託者は、履行月終了後 7 日以内に、委託業務部分完了届(様式 1)及び警備実施状況報告書を横浜市に提出しなければならない。

提出書類	提出時期	部数
委託業務部分完了届(様式 1)	履行月終了後 7 日以内	各 1 部
警備実施状況報告書(様式は任意)		

警備実施状況報告書の様式は任意とするが、宛名は横浜市契約事務受任者とし、それぞれの警備対象施設の機械警備作動開始時刻、機械警備解除時刻、機械警備作動開始・解除を行った警備非接触カード(または非接触タグ)に登録している氏名について、施設毎に一覧表を作成し、記載しなければならない。

(3) 履行検査

横浜市は、受託者から提出された警備実施状況報告書を基に、委託契約約款に定める履行検査を行うものとする。

(4) 単価の変更

本契約の契約単価の変更は、原則として行わないものとする。

(5) その他の支払条件等

その他の支払条件等については、委託契約約款、横浜市契約規則(昭和39年3月
横浜市規則第59号)及び関連法令に基づくものとする。

8 その他

当業務の履行に関して、疑義が生じた場合には、横浜市と受託者が協議のうえ解決
するものとする。

(様式 1)

委託業務部分完了届出書

年 月 日

横浜市契約事務受任者

所在地

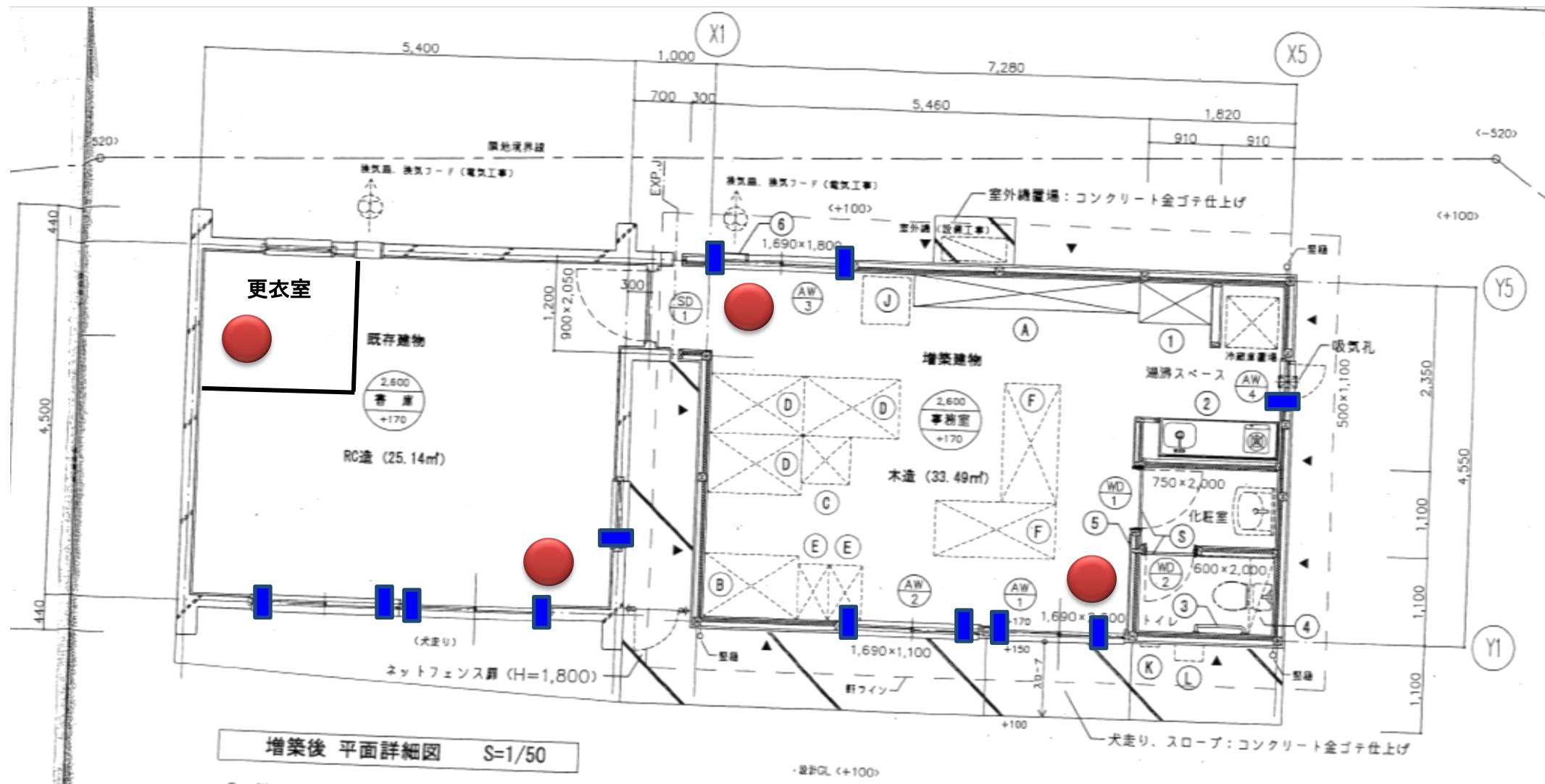
商号又は名称

代表者職氏名

次のとおり委託業務の部分完了をしたので横浜市委託契約約款の規定により届け出ます。

委託名	市営4墓地管理事務所機械警備業務委託
履行場所	横浜市久保山墓地管理事務所ほか
履行月	年 月 分
完了年月日	年 月 日

久保山墓地管理事務所



増築後 平面群看図 S=1/50

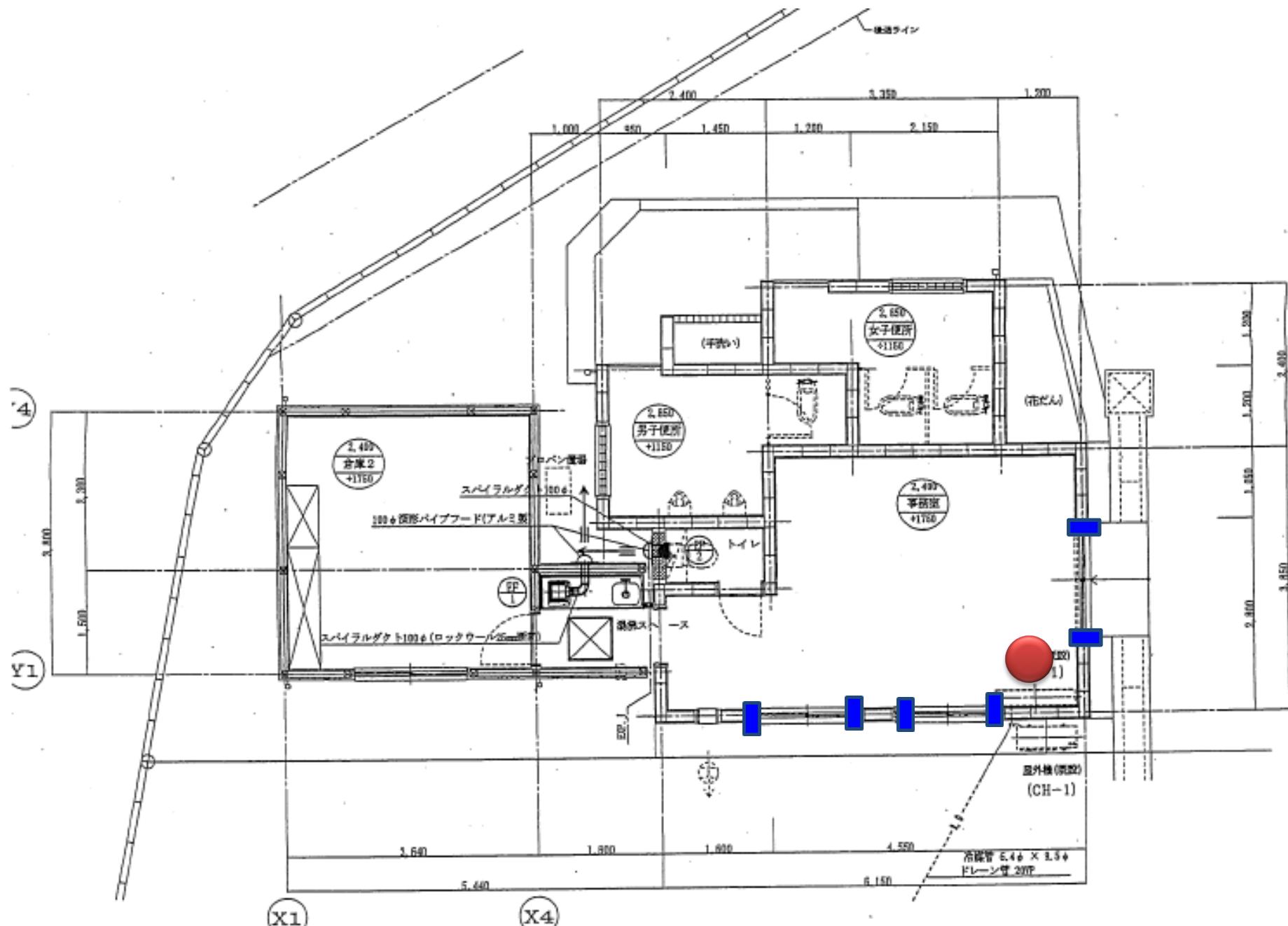
- 2000 <+100>

1

人感(熱線)センサー

マグネットスイッチ

三ツ沢墓地管理事務所

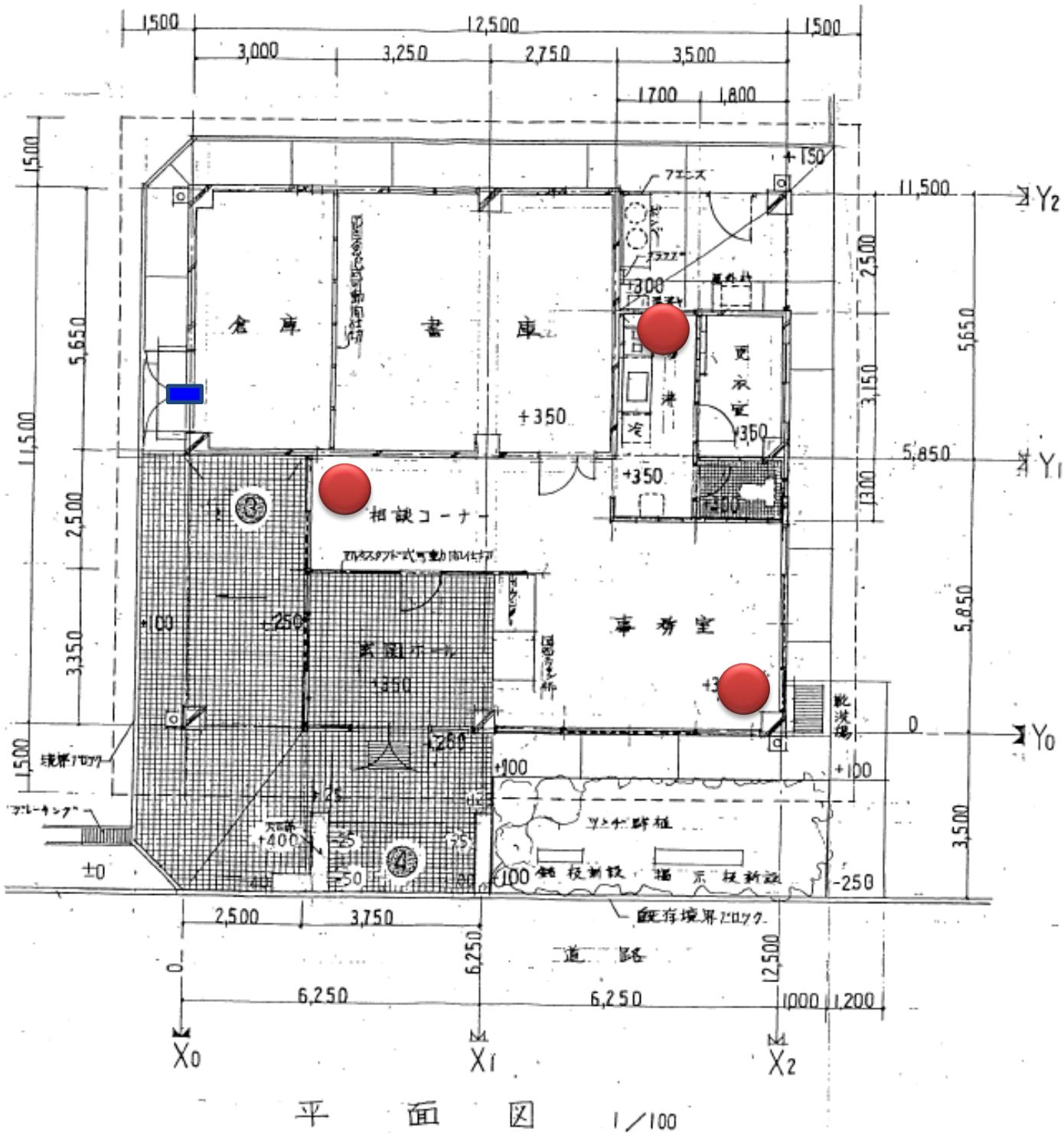


■ マグネットスイッチ

空調改修後平面図 S=1/50

人感(熱線)センサー

日野公園墓地管理事務所



■ マグネットスイッチ

人感(熱線)センサー

根岸外国人墓地管理事務所

